

発議案第9号

介護保険制度の改悪に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月6日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊞
	同	中村健敏	㊞

提案理由

介護保険制度の改悪に強く反対する。

これが、本案を提出する理由である。

介護保険制度の改悪に反対する意見書

安倍内閣が、介護保険制度の大改悪法案を急速に進めている。これまで介護サービスの切り下げや負担増を強いてきた利用者に対し、さらなる負担をかぶせ、サービスからの締め出しや施設入所の抑制などを強める内容となっている。

特徴の第一は、介護の「軽度者」への負担増である。「要支援1、2」の人の利用料引き上げ、介護施設に入所する「要介護1、2」の人の利用料引き上げ、要支援者へのサービスの一部を保険から外す、などとするものである。要支援者の利用の大半を占めている生活援助（掃除・調理など）については、保険外にしてしまうと見られている。

第二は、高齢者のわずかな所得や住まいなどの資産を狙った負担増である。一定以上の所得がある人の利用料の引き上げ、資産を勘案することによる施設の居住費減免の抑制などを行い、所得については、年収300万円台以上の人の利用料を1割から2割にするとしている。

第三は、低所得者にも利用料値上げを押しつけることである。特別養護老人ホームなどの多床室の居住費の値上げ、ケアプラン（介護計画）作成の有料化などである。

政府はすでにこの間、施設の居住費を保険から外して全額自己負担を導入する、要支援者への保険でのサービスを市町村任せの事業に切りかえる、生活援助の時間を大幅に短縮する等々、さまざまな改悪を進めてきた。

この上さらなる改悪が強行されるならば、「個室はおろか多床室にも入れない」「ケアプラン作成という介護保険の入り口で利用抑制が起こる」「ヘルパーさんの回数を減らさなければならず、人との会話や食事の回数も減る」といった危惧が広がるのは当然である。

よって、本議会は、介護保険制度の改悪に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様